

● 公園使用料について

使用料(具体例)			
種別	単位	期間	使用料(参考)
キッチンカー	1台	1日	3,360円
マルシェ	1店舗	1日	1,440円
たき火	1平方メートル	1日	※10円
使用料(条例に基づく)			
行商、募金、出店 その他これに類するもの	1平方メートル	1日	160円
興行及び協議会、 集会、展示会、 博覧会 その他これに類するもの	1平方メートル	1日	※10円

※営利を目的とする場合2倍の額
※金額はあくまで参考であり、内容により変更することがあります。

物品貸し出しについて

みどり公園課では、
公園でのイベントや活動で
使用するための物品の
貸し出しを行っております



※貸出物品について、右記以外にも
ありますので、ご利用の際は、
お問い合わせください。

まずは
相談して
ください

公園の利用に関する相談は、随時みどり公園課で受付しております。公園でやりたいことやイベントのアイデアを抱えているが実現するために必要な手続きやルールがわからない場合、電話や窓口、問い合わせメールにてお気軽にご相談ください。

生駒市建設部みどり公園課
TEL.0743-74-1111内線(公園係:2612、みどり活用係:2621)

PARKREMAKE
QUEST



PARK REMAKE QUEST

Let's try the things we want to do in the park.

公園でやりたいことを やってみよう!

生駒市には、公園や緑地が約390か所あります。

身近な公園で、自然と触れ合ったり、散歩をしてくつろいだりしている市民も多いと思います。公園で過ごしているときに、「こんなことができたらいいな」と思うことはありませんか?

この冊子では、みなさんが「やってみたい」と思ったことを公園で実現するために、お手伝いになるよう、考えてつくりました。

PARKREMAKE QUEST



生駒市
IKOMA CITY

生駒市建設部みどり公園課

公園では こんなことができます！

地域の催事
お祭
盆踊りなど

スポーツ大会
体験
イベント

マルシェや
キッチンカーの
出店

公園でやりたいことを実現するには、許可が必要な場合があります。

夏祭り

マルシェ

イベント

キッチンカー

開催までの流れ

1

やりたいことを決める！

2

みどり公園課に相談

※申請の必要が無い場合もあります。

申請書の手続きについて
詳しくはこちらをご覧ください



3

申請手続き

申請書の提出

○公園内行為許可申請書
○使用料減免申請書
(必要とされる場合のみ提出)

許可書の発行

○行為内容がわかるもの
(チラシ・パンフレット・図面等)

使用料の納付

○キッチンカーを呼ぶ場合、営業許可証など
※飲食イベントや火を使うイベントは、
保健所や消防署への手続きも必要です。

周辺自治会や近隣住宅の周知

準備や開催時には、他の公園利用者や近隣にお住いの方の迷惑にならないように気を付けましょう。開催の時間や、大きな音が出ることなど、地域で情報の共有をすることが大切です。

4

実施・片付け